## 第40号議案

春日市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

## 提案理由

春日市立春日原保育所を児童福祉法(昭和22年法律第164号)第56条の8第1項に規定する公私連携型保育所とするため、所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市保育所設置条例の一部を改正する条例

春日市保育所設置条例(平成17年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第9条から第16条までを削り、第17条を第9条とする。

附則第1項ただし書を削る。

附則第3項の前の見出しを削り、同項に見出しとして「(経過措置)」を付する。

附則第4項及び第5項を削る。

別表春日市立春日原保育所の項を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(調整規定)

2 この条例の規定中別表春日市立春日原保育所の項を削る改正規定の施行の日(以下「第1施行日」という。)が春日市保育所設置条例の一部を改正する条例(令和4年条例第6号)の施行の日前である場合には、第1施行日からこの条例中第9条を削る改正規定の施行の日の前日までの間における春日市保育所設置条例第9条の適用については、同条中「春日市立春日原保育所及び春日市立岡本保育所」とあるのは、「春日市立岡本保育所」と読み替えるものとする。

(春日市保育所設置条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 春日市保育所設置条例の一部を改正する条例(令和4年条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表の改正規定を次のように改める。

別表春日市立岡本保育所の項を削る。